

鳥取県高校生等奨学給付金

早期申請で 一部 早期給付

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。早めの申請で、年額の1/4を通常より1カ月早く受給できます。下記手続の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。

※早期給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。別途、7月に年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。早期給付を申請せず、年額給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、10～12月頃に年額分がまとめて支給されます。（㊤早期給付と年額給付は所得の算定年度が異なります。）

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

① 令和7年4月の新入生で、就学支援金（学び直し支援金を含む）の支給対象となる生徒

※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く

② 令和7年4月1日までに収入が激減し、非課税相当となる見込みの世帯

③ 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安（給与収入の場合）	
2人世帯 （ひとり親）	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満

提出書類

【1】申請書

【2】保護者全員の住民税所得割額が非課税相当と確認できる書類 *下記①と③または②と③*

①：保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）

②：家計急変前後の収入を比較できる書類

③：扶養人数が記載された保護者全員の令和6年度の課税証明書等

【3】在学等証明書（県外高校のみ）

6月
申請

6～7月
審査

7～8月
給付

申請手続

県内の学校に在学の場合

☐ 申請書

在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード

☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

☐ 申請書

県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼

☐ 提出期限：令和7年6月17日（火）

●●●●● 給付額例（一部早期） ○●●●●

課程	国公立	私立
【全日制・定時制】	35,925円	38,000円
【通信制・専攻科】	12,625円	13,025円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

